

福津市事業所ごみの出し方

事業所ごみとは？

会社、商店、飲食店、病院、学校など（事業所）から排出されるすべての廃棄物のことです。事業所から出るごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、家庭ごみと同じようなごみ（ペットボトルや紙コップ、雑誌など）であっても事業所から出たものは「事業系一般廃棄物」となります。



事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第三条）」には、事業者の責務として、「**事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない**」と規定されています。

その中で、「特定事業用建築物」及び「多量排出事業所」の事業者の義務については、以下のとおり規定しています。

多量排出事業者の定義

次の（１）（２）のいずれかに該当する事業所の事業者です。

（１）事業用建築物の床面積の基準

①下記の用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物
興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場、店舗又は事務所、学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）、旅館

②専ら学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される部分の延べ面積が8,000㎡以上の建築物

（２）ごみの排出量による基準

市の処理施設への搬入量が、年間36t以上、または月平均3t以上の事業所

具体的責務

1. 廃棄物管理責任者を選任し、市長へ届ける
2. 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書を毎年1回作成し、市長に提出する
3. 2の計画書にしたがって事業系一般廃棄物を減量する。
4. 再生利用可能なものに分別し、保管するための場所の設置に努める。

申請書類はHPよりダウンロードできます。
「事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書」を毎年度作成し、毎年5月31日までに提出してください。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業所から排出される廃棄物のうち、「産業廃棄物」以外のものをいいます。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するもので、法律で定めるものをいい、大きく以下の2つに分けられます。

①あらゆる事業活動に伴うもの※すべての事業活動が対象

- ①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦ゴムくず⑧金属くず、
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑩鉱さい⑪がれき類⑫ばいじん

②特定の事業活動に伴うもの※排出元の業種が限定

- ⑬紙くず⑭木くず⑮繊維くず⑯動植物性残さ⑰動物系固形不要物⑱動物のふん尿⑲動物の死体

※このほか上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないものも「産業廃棄物」に区分されます。

※飲食店等で排出されるグリーストラップ汚泥は「産業廃棄物」です。

1 事業系一般廃棄物の出し方

燃やすごみ

それぞれの事業所に即した処理方法を次の出し方①②③から選択し処理してください。

出し方①：福津市の一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約をし、事業所用燃やすごみ袋（灰色）で出す

福津市の一般廃棄物収集運搬許可業者（下記3社）と収集日や排出場所、収集運搬料金は、各事業所が許可業者と協議し、個別契約をしてください。出す際は事業所用燃やすごみ袋に入れて出してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者名	所在地	電話番号
(有) 西村産業	福津市中央5-8-24	☎0940-42-2314
(株) 林田産業	福津市中央5-12-1	☎0940-42-0444
(有) 津屋崎清掃社	福津市津屋崎5-32-5	☎0940-52-1737

※事業系一般廃棄物の収集運搬や処分を上記の3社以外に委託した場合、法に基づき罰せられます。

※収集運搬の契約をしても、指定袋に入れていないものは収集されません。

また、指定袋に入れていても、収集運搬の契約をしていなければ収集されません。

事業所用燃やすごみ指定袋

ごみ袋の種類		
事業所用指定袋（大）	70ℓ・たて90cm×よこ80cm	1,048円/10枚
事業所用指定袋（小）	45ℓ・たて80cm×よこ65cm	733円/10枚

※市内・近郊の大型量販店などでお買い求めください。市役所・公共施設等では販売しておりません。

※1袋で出せるごみの量は15kgまでです。

出し方②：事業者が直接古賀清掃工場へ搬入をする

事業者は、事業者自ら輩出した一般廃棄物を事業者自ら古賀清掃工場に搬入することができます。

受付（搬入）場所	古賀清掃工場 古賀市筵内1970番地1 ☎092-942-1530
受付日時	月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始は除く）午後1時～午後4時30分
搬入の仕方	①分別をする ●燃やすごみ ※木材や生木は直径20cm×長さ100cm以下にする。 ●不燃ごみ（従業員が飲食した缶類・金物類・びん類・ペットボトルの4つに分別する） ※缶類等は中身が入っている状態では搬入できません。 ②古賀清掃工場の受付で搬入物が確認しやすいよう、また搬入中に飛散することのないよう積載してください。 事業用・家庭用の可燃ごみの指定袋を使用する必要はありません。 ③古賀清掃工場の職員の案内に従い受付をし、ごみの種類ごとに指定の場所に降ろしてください。
その他	事業所の所在地が確認できるものを持参してください。詳細は古賀清掃工場にお尋ねください。産業廃棄物は量の多少に関わらず、搬入できません。
料金	10kgを1単位として、10kgごとに170円

出し方③：家庭用燃やすごみ指定袋（赤色）で出す



次の条件を満たす事業者は、家庭用燃やすごみ指定袋でごみを出す事ができます。

条件：燃やすごみの量が1週間に家庭ごみ袋(大)で3袋以下であって、30kg以下であること。

事業者はごみを出す際に、ごみ袋に事業者名を記載して出してください。

出す日：燃やすごみの回収エリアは行政区ごとに異なります。ご不明な場合はうみがめ課（☎0940-62-5019）までお問い合わせください。

※収集車が通る道路沿いに、決められた曜日の午前6時30分までにお願いします。

※袋数が週3袋を越えたり、缶、びん等の不燃物や産業廃棄物が混入した場合は収集しません。

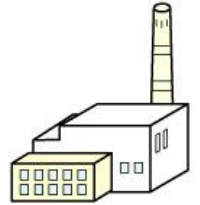
不燃ごみ

それぞれの事業所に即した処理方法を次の出し方①②から選択し処理してください。

出し方①：福津市の一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約をして出す

福津市の一般廃棄物収集運搬許可業者と収集日や排出場所、収集運搬料金は、各事業所が許可業者と協議し、個別契約をしてください。指定袋はありません。

※従業員が飲食した缶類・金物類・びん類・ペットボトルに分別、中身を全部空にする。



出し方②：事業者が直接古賀清掃工場へ搬入をする

事業者は、事業者自ら輩出した一般廃棄物を事業者自ら古賀清掃工場に搬入することができます。

詳細は2ページの「出し方②：事業者が直接古賀清掃工場へ搬入をする」をご参照ください。

2 産業廃棄物の出し方

産業廃棄物の処理は、市では行っていません。法令に基づき自己の責任において適正な処理を行ってください。

【産業廃棄物の処理についての問い合わせ先】

●公益社団法人 福岡県産業資源循環協会 TEL：092-409-8911

■ お問い合わせ・連絡先一覧 ■

【産業廃棄物の処理についての問い合わせ先】

- ・公益社団法人 福岡県産業資源循環協会 TEL：092-409-8911
- ・福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL：0940-36-6322

【収集運搬の契約について（収集運搬許可業者）】

一般廃棄物収集運搬許可業者名	所在地	電話番号
(有) 西村産業	福津市中央5-8-24	☎0940-42-2314
(株) 林田産業	福津市中央5-12-1	☎0940-42-0444
(有) 津屋崎清掃社	福津市津屋崎5-32-5	☎0940-52-1737

【事業系ごみの自己搬入について】

- ・古賀清掃工場 TEL：092-942-1530

【事業系ごみに関する問い合わせについて】

- ・福津市役所うみがめ課 TEL：0940-62-5019

事業系ごみの法令等（抜粋）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

○事業系一般廃棄物に関する市条例・規則（抜粋）

福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年1月24日）条例第103号

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、一般廃棄物の減量その他適正な処理の確保などに関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理の委託)

- 第16条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができない場合には、廃掃法第7条の規定により市長が許可した者その他規則で定める者に、収集、運搬及び処分をさせなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事業者にあつては、当該事業所が排出する事業系一般廃棄物(し尿を除く。)を市が収集、運搬及び処分することができるものとする。

福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年1月24日）規則第102号

(市が収集、運搬及び処分をする事業者の基準)

- 第4条 条例第16条第2項の規定による規則で定める事業者は、当該事業所から排出される処理施設を利用して処分する可燃系ごみの量が、条例別表第1中の市指定のポリ袋(大)に換算して平均して1週間に3袋以下かつ30キログラム以下であることとする。